

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 元吉 俊博

1 日 時

平成29年6月22日（木） 午後1時30分から
午後4時11分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

元吉俊博、吉富英三郎、森誠一、鴛海豊、阿部英仁、藤田正道、馬場林

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

麻生栄作、大友栄二

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、警察本部長 松坂規生 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第75号議案については可決すべきものと、第2号報告のうち本委員会関係部分については承認すべきものと、いずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (3) 指定管理者の更新について、教員採用取消控訴審判決について及び治安に関する県民アンケートの結果についてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 特別委員会設置について、委員から意見を聴取した。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 木付浩介
政策調査課調査広報班 主査 後藤仁美

文教警察委員会次第

日時：平成29年6月22日（木）13：30～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13：30～15：00

(1) 付託案件の審査

第 75号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

第 2号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第7号）
（本委員会関係部分）

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①教員の人事異動について

②児童生徒の体力について

③いじめ・不登校等の状況について

(3) 諸般の報告

①指定管理者の更新について

②教員採用取消控訴審判決について

③地域の高校活性化支援事業について

④日本遺産について

(4) その他

3 警察本部関係

15：10～16：10

(1) 付託案件の審査

第 2号報告 平成28年度大分県一般会計補正予算（第7号）
（本委員会関係部分）

(2) 県内所管事務調査のまとめ

①高齢者、外国人による犯罪の現状及び対策について

(3) 諸般の報告

①治安に関する県民アンケートの結果について

(4) その他

4 協議事項

16：10～16：20

(1) 特別委員会設置に係る意見について

(2) 閉会中の継続調査について

(3) 県外所管事務調査について

(4) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

元吉委員長 ただ今から、文教警察委員会を開きます。

まず初めに、佐々木議員の失職により本委員会には1名の欠員が生じておりましたが、このたびの選挙で当選されました駕海豊議員が、文教警察委員に新たに指名されました。

駕海委員から御挨拶をお願いします。

〔駕海委員挨拶〕

元吉委員長 また、本日は委員外議員として麻生議員、大友議員に出席いただいております。

委員外議員の方が、発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

それでは、これより審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案1件及び報告1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査を行います。

初めに、第75号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

工藤教育長 初めに私から一言御挨拶を申し上げます。

委員長始め、委員の皆様方には常日頃から教育行政の振興に御支援、御協力いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

本日の委員会では、付託案件2件について審査、その後、先月の10日から30日まで県内所管事務調査で教育関係施設を21か所訪問していただきました。それぞれの場でいろいろと激励いただきましたことを改めて感謝申し上げます。その際に議論いただいた中から、3点について取りまとめをした上で報告をさせていただきます。その後、直近の状況につきまして、諸般の報告4点を説明させ

ていただきたいと思います。

それぞれにつきましては、担当の課室長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

法華津教育人事課長 議案書の27ページ及びお手元に配付しております委員会資料の1ページをお開きください。

第75号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について御説明します。

まず、1の改正の内容にありますとおり、平成29年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、児童生徒数等が確定したことに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数が変動いたしましたので改正を行うものでございます。

2の増減の内訳を御覧ください。

県立学校職員につきましては、高等学校では、定数減に伴う法定数の減等により16人減、特別支援学校では、学級数の増等により32人増となり、合計で16人の増となっております。

市町村立学校職員につきましては、小学校では、統廃合に伴う法定数の減等により50人の減、中学校では、県単定数の減等により1人の減となり、合計で51人の減となっております。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見はございませんか。

阿部委員 今回の県内調査で、義務制のところにも随分行かせていただいたんですけど、県費負担の教員配置が非常にいい結果を出しているんじゃないかと思うんで、それぞれの学校で県費の教員を配置しているという話もしていますし、また、それも目標を定めて、こういうことに対しての教育を深めるためとか、そういう意識でやっているようなの

で、やはり県費負担のそういうのを増やせる
んであれば、可能な限り私は増やしていく努
力をしていただくようお願いをいたしたい
など。成果は出てきているんじゃないかなと
思いますんで、是非よろしくをお願いします。

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、こ
れより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決
することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本案は原案
のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第2号報告平成28年度大分県一般
会計補正予算（第7号）のうち、教育委員会
関係部分について、執行部の説明を求めます。

森崎教育財務課長 議案書の28ページをお
開きください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づ
き、専決処分を行った第2号報告平成28年
度大分県一般会計補正予算（第7号）につい
て、教育委員会所管分を御説明いたします。

教育委員会所管分の今回の補正は、別冊の
平成28年度補正予算に関する説明書の35
ページから39ページにかけて記載しており
ますが、第10款教育費は、平成28年度の
教職員等教育関係者に係る退職手当が確定し
たことと、旧緒方工業高校の土地・建物を豊
後大野市に売却し、その売却金を減債基金及
び県有施設整備基金に積み立てたことによる
ものです。

詳細につきましては、お手元の委員会資料
で説明させていただきたいと思います。

資料の2ページを御覧ください。

この表は、平成28年度の退職手当の状況
をまとめたものです。

今回確定しました退職者数の内訳は、表の
中ほど、所要額（B）の人数の列の一番下の
合計欄にありますとおり、定年退職304人、
早期退職107人、自己都合による退職29
人の、合わせて440人となっており、これ
は、3月補正時の見込みを29人下回るもの
であります。

これにより退職手当は、一番右側の列、補
正額（B）マイナス（A）の金額の列の一番
下の合計欄にありますとおり、6億2,85
7万4千円の減額となっています。

続いて、3ページをお開きください。

これは、旧緒方工業高校跡地の売却の状況
をまとめたものです。

資料中ほどの2、売却の経緯にありますと
おり、県立緒方工業高校跡地を、教育施設及
び支所・公民館の建て替え用地等として利活
用したい旨の払下申請書が豊後大野市から提
出され、公共的な利用を目的としたものであ
りましたことから、豊後大野市へ譲渡するこ
ととしたものであります。

その下、3の売買契約にありますとおり、
平成29年3月16日に譲渡額4,693万
5,077円で売買契約を締結し、資料上段
にありますとおり、売却代金4,693万5
千円を土地売払収入として収納するとともに、
同額を県有施設整備基金及び減債基金に積み
立てたものであります。

以上、退職手当の減額と基金積立金の増額
を合計いたしますと、5億8,163万9千
円の減額となり、これを教育費から減額して
おります。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませ
んか。

藤田委員 退職手当の状況の2ページの表な
んですけれども、既決予算額（A）の合計の
ところで、予算としては322人の定年退職
を見込んでいたけども304人。それと、早
期退職が108人を見込んでいたけども10
7人。自己都合が39人を見込んでいたけど
も29人ということだろうと思うんですけれ
ども、通常考えると定年退職者はある程度想
定が付くのかなと思うんですけれども、この予
算建てのときに、この人数というのはどのよ
うに組み立てられているのかということと、
それから結果としての実際の440人という
退職に至った理由というか、仕組みというか、
そういうものを教えていただきたいんですけ

ど。

法華津教育人事課長 まず、退職手当の予算建てについてであります。当初予算案の確定時期が1月中旬ということで、その時点の59歳の職員が次年度退職をするということで定年退職数の人数としてカウントしておりますけれども、その後に早期の希望退職者の募集をしまして、その確定が1月下旬から2月上旬になるということで、結果的に翌年度の定年退職者が当初見込んだものよりは減少するという結果になったものでございます。

それと、あとの早期、自己都合等の人数につきましても、過去3年の平均値を見込んで当初予算建てをしておりまして、その結果、見込みと実績にずれが生じたものでございます。

馬場委員 退職手当の状況の中で、昨年度死亡された方というのはいらっしゃるんですか。

法華津教育人事課長 死亡退職者、その他については自己都合というところにまとめて記載をさせていただいております。

あと、28年度の死亡退職者については5人でございます。理由としましては、がんが1人、あと心疾患が2人などでございます。

馬場委員 校種別はわかりますか。

法華津教育人事課長 校種別でいいますと、小学校が1名、中学校が3名、県立学校が1名の計5名となっております。

森委員 旧緒方工業高校跡地の売却の説明資料の中で、売却額のうち国庫補助金相当額482万7千円と書いてあるんですが、この考え方を教えていただきたいのと、もう一つは、売却財産の底に付いている土地について、全て登記上は県有地となっていて、今後の登記手続に問題がないかどうかだけ教えてください。

森崎教育財務課長 国庫補助相当額の分なんですけれども、現在、国庫補助事業が完了後10年以上経過したものについては、国に返さずに基金として積み立てればよいという形になっております。したがって、今回の国庫補助金相当額というのは、その建物のう

ちの国庫の補助分を県有施設整備基金に積み立てます。減債基金というのは、国債あるいは地方債とか、そういうものを今後払っていくための基金という形になりますので、その残りの部分を減債基金に積み立てて県債を返していくということになります。

それから、2点目の所有権の移転の関係なんですけれども、3月に契約は完了しておりますので、それをもって所有権は移転しております。所有権移転登記も4月に済んでおりますので、もう今は豊後大野市の持ち物という形になっております。

元吉委員長 ほかに御質疑等もないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

なお、採決は警察本部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行いたいと思います。

教育委員会関係では、教育事務所等で議論いただきました教員の人事異動、児童生徒の体力、いじめ・不登校等の状況の3点について、説明をお願いしたいと思います。

法華津教育人事課長 それでは、委員会資料の4ページを御覧ください。

教員の人事異動について御説明します。

今回の所管事務調査では、小・中学校間の人事異動について御意見を頂きましたので県内の状況等について御説明します。

小・中学校間の人事異動につきましては、1の校種間交流の目的に記載しておりますように、校種間の相互理解と円滑な接続、教職員の人材育成を目的に、その推進に向けて取り組んでいるところです。

2の平成29年度の異動実績につきましては、(1)小学校から中学校への異動は11人、(2)中学校から小学校への異動は15人で、計26人でした。点線内はそれぞれ市町村別、異動した中学校教員の教科別の内訳でございます。

小、中学校間におきましては、小学校では、学級担任制のため全ての教科を教えなければ

ならないこと、一方、中学校では教科担任制により一層の専門性が求められること、さらには部活動があること、また必要な教員免許が異なることなどにより、校種間交流がなかなか進んでいない状況にあります。

小学校における英語の教科化を平成32年度に控え、今後一層小中交流の必要性が高まってまいります。特定の教科を教える英語や体育等の専科教員の活用や、中学校の教員を小学校に兼務発令している宇佐市立安心院中学校のような事例もありますので、そのような事例を市町村教育委員会に示しながら、人事交流の推進に向けて、協議を行っていききたいと考えています。

井上体育保健課長 続いて、資料の5ページをお開きください。

県内所管事務調査において、児童生徒の体力、特にスクールバスと体力の関係、外部指導員の活用の状況について多くの御意見を頂きましたので御説明します。

この資料は、県内でスクールバスを導入している学校における児童生徒の体力と、県全体の児童生徒の体力を比較したものでございます。

資料は小学校5年生、中学校2年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を基にして作成しております。

表に示している数値は体力テストの結果でございます。平成27年度にはスクールバス導入校の小5男女が県平均よりもわずかに低くなっておりますが、中学校2年生は上回っております。また、28年度には全ての学年の男女とも県平均を上回っております。

続いて、資料の6ページを御覧ください。

この表は、スクールバス導入校と導入していない学校の体力を、市町村ごとに比較したものでございます。上段が平成27年度、下段が平成28年度でございます。スクールバスを導入した学校の体力が低い場合を網掛け、下矢印で示しております。全体では、導入校の方が体力が低い割合は、平成27年度が47.7%、平成28年度は43.2%でした。

数値はこのような状況ですが、スクールバスを利用すると児童生徒の体を動かす時間は減ることになります。運動実施時間と体力には相関があることから、引き続き、運動の日常化に向けた、楽しい体育授業や一校一実践の推進に努めてまいります。

また、国東市や臼杵市では体育専科教員の活用等により、スクールバスを利用しても体力の向上が図られていることから、このような好事例を他の学校へ広めてまいります。

資料の7ページをお開きください。

運動部活動の外部指導者の活用状況について御説明いたします。

運動部活動の外部指導者は、各学校が部活動の指導充実を目的に地域住民等と委託契約し、県高体連・県中体連に登録された者です。

県高体連・県中体連によると、平成28年度は、高等学校では44校で、バドミントンを始め24競技に148名の外部指導者が登録されています。また、中学校では、113校で剣道を始めとする20競技に579名の外部指導者が登録されています。

ほとんどがボランティアで、指導経験のない顧問の先生に代わって主に技術指導を行っております。

部活動は学習意欲の向上や責任感、連帯感の醸成等に資する教育活動でございます。

今後も、地域の方々の協力や社会教育関係団体等の各種団体との連携を図りながら、部活動の運営上の工夫を行って、更に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

宗岡学校安全・安心支援課長 説明資料の8ページを御覧いただきたいと思っております。

いじめ・不登校の状況について御説明します。

この表は、昨年度、文部科学省が実施しました平成27年度生徒指導上の諸問題に関する調査結果の不登校の要因について学校の回答をまとめたものでございます。

8ページは、全国と大分県の小学校の集計結果でございます。不登校の児童全員につきまして、一番左の欄の本人に係る要因の主た

る要因を一つ選択した分類別児童数と、学校、家庭に係る状況からその要因を複数回答した結果をクロス集計し、件数と率で表したものでございます。

具体的にこのページ上段の①、全国【国公立】小学校を見ますと、学校における人間関係に課題を抱えている不登校児童は3,849件で、そのうち学校に係る要因でいじめとしているものは149件、3.9%という結果でございます。

太枠で囲んでいます部分は、下段の注意書きにアンダーラインを引いて説明しておりますけれども、本人に係る要因のうち、上位二つの状況を囲ったものでございます。

この囲みに注目していただきますと、小学校では、全国・本県ともに学校に係る状況では、友人関係、学業不振の率が高く、家庭に係る状況は本人に係る要因のいずれの分類に関しても高くなっていることが分かります。

特に、あそび・非行、無気力、不安の傾向にある児童について家庭に係る状況との関係が顕著でございます。

9ページを御覧ください。中学校の結果でございますが、小学校と比べると学校に係る状況の中で、中ほどの進路に係る不安要因が増加している一方で、家庭に係る状況の割合が若干減少はしておりますけれども、おおむね小学校と同様の結果となっております。

この調査結果から、家庭に係る状況は、全国、大分県、学校種に共通して、不登校の大きな要因となっていることが分かります。

なお、家庭に係る状況の詳細に関する調査項目は、平成27年度調査から外れましたので、参考として平成26年度調査結果を10ページにお示ししております。

10ページの一番左の欄の中ほど、家庭に係る状況の詳細としましては、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題が項目として示されております。

子どもを取り巻く環境は多様でございますが、学校は、子どもの様々な課題に対応するため、ささいな変化を見逃さず、早期の認知、

早期対応に努めることが求められております。

現在、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進めており、これらの専門家が学校組織に参画することで教員が気づいた子どもの変化を教員自身が抱え込まずに、専門家などと共有し対応するチーム学校による組織的な取組を進めているところでございます。

このことで、これまで教員だけでは困難であった学校を窓口とした福祉関係機関との連携を強化し、家庭の状況を要因とするいじめや不登校などの諸課題にしっかりと対応してまいりたいと思います。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、御質問等はありませんか。

藤田委員 まず7ページの外部指導者数の一覧表の御説明の中で、ほとんどがボランティアということだったんですが、有償で出られている方はどのような形態になっているのか、おられるのかも含めてお尋ねをしたいというのが1点。

その前のスクールバス導入校と未導入校の体力合計の一覧表。何となく漠然とは、スクールバスに乗っている方が圧倒的に運動量が少ないので、体力の成績が悪いんだろと思っていました。この表で見る限りは、そこまでの因果関係がないのかなと思われるんですが、この調査をやる中で、例えばスクールバスを使っている分だけ、幾つかの学校がありましたけれども、学校の手前でバスを降ろして歩いて通学をさせているとか、あるいはスクールバスを使っている児童生徒に、その不足分を補うだけの取組を校内でやられているとか、そちらの効果があってこういう結果になっているのか、もともと因果関係がないのか、どう判断をされたのかなというのを伺いをしたいと思います。

以上の2点です。

井上体育保健課長 まず学校の外部指導者の手当の件でございますが、これは学校によって異なります。学校の中で、PTA会費とか、そういったものから拠出しているところもご

ございますし、全くのボランティアというところもございます。それは学校によってまちまちでございます。

2点目のスクールバスと体力の関係でございますが、私もこの調査をする中で、先ほど説明の中で、国東市、臼杵市等は上がっているという説明をさせていただきましたが、例えば国東市では、放課後、スクールバスが来るまでの待ち時間を自由遊びの時間と設定をしまして、運動場、体育館等で自由に体を動かしている学校を挙げての取組がございます。そういったものは本当に好事例と思っております。そういうことから、体力が余り落ちていないということが言えると思います。

したがって、各学校、地域の取組によって、スクールバスを導入したから体力が落ちてしまうというのは余り明確に言うことはできないということでもあります。

もう一点、先ほどの部活動指導員の手当の件でございますが、県費で払っているものはございません。

藤田委員 外部指導者の関係で、最近マスコミでも体罰の問題も含めて、ちょっとクローズアップされているようなんですけども、例えば、雇用形態ですね、報酬の有無もあるんでしょうけれども、例えば、雇用者責任という形になったときに、PTA会費から払っている場合には、雇用者責任はPTAにいくというような格好になるのか、それとも、もう全部学校のことなので、全てそういった外部指導者に関わる責任も学校で受けるという形になっているのか、その辺の契約関係というのはどうなっているのか。

井上体育保健課長 学校との委託契約ということでございますので、学校の校長先生が契約をするという形になります。

宮迫理事兼教育次長 先ほど課長の説明がありましたけど、基本的にはボランティアでやっておりますして、謝礼という形で保護者会等から出るようになっていっていると思っております。ですから、基本的に部活動をするときには、そういう技術的な指導をやっていただく外部

指導者があって、それと同時に、教員も一緒に、部活動には必ずついておりますので、基本的に部活動については学校サイドが責任を負うという形になっております。

工藤教育長 今のところは大変重要でありまして、今議会の一般質問でもそのところの話がちょっと出ました。今年の3月末に文科省から通知がありまして、外部指導者を直接学校で契約をするという形を可能にする、顧問の先生がいなくても直接外部指導者がそのクラブなりを取り仕切る形ができるようにしていいよという話になってきました。

各県状況等を我々は今勉強している最中ですけれども、そうしようとしたときに、契約関係をどうするのか、報酬をどうするのかというところが大きな議論になってきます。それについて、今、各県とも非常に悩ましい状態と申しますか、これだけの人数にそれなりの報酬を払っていくということになると、大きな財政負担を伴うので、そのところをどう整理していくべきかということは今いろいろ研究をしている最中です。事故等があったときに、その責任関係というものも大きな問題になりますので、今それを正に、これはもう全国で今整理をしている最中です。

一方で、働き方改革の中で、先生の負担軽減にこれが役立つんじゃないかということで、今日もニュースに出ましたけれども、文科大臣がそこら辺についても今度中教審の中で議論をされていくんだらうと思っています。それを今、注視しているところであります。

阿部委員 この教員の人事異動について、直接この方々から現状の聴取をしたわけじゃないんで、これだけおりますよということで、広域な人事異動は積極的にやるべきじゃないかということの中で、またこういうものも出てきたんですが、先ほど課長の御説明の中で、やはり免許の問題だとか、小学校は全科目を担当がやっていますけど、中学校は教科担任制を入れている。そうなってくると、行ける人と行けない人、可能な人と可能じゃない人が出てくると思いますが、この数字の中

で、やはりこの希望を募ってやられているのかですね。小学校に行きたい、中学校で経験したいというようなことがあるのかですね。

この目的と3番の推進等を見ると、書かれてはおりますが、この成果はどうか、結果として。多分に中学校の英語が小学校で教科化しているんで小学校に行って英語を教えているということの方が多いのかなと。小学校にも視察に行ったときに、英語の授業風景を見ましたけど、これは外国人が来て英語をやっていましたけどね。そういうような流れかなと。

であるならば、またそれが一つの成果を出してきているのであれば、中学校と高校はできないのかと。これは専門性をもってやられているわけですからね、こここのところの試みもやられるということも予定にあるのかどうかですね。ここは中学と高校というのは市町村教育委員会と県の教育委員会と垣根が高くとかいうこともあるかも分かりませんが、そのところも含めてちょっと教えてもらえますか。

法華津教育人事課長 今、阿部委員からお尋ねのあったまず1点目でありまして、異動につきましては、全職員を対象に人事異動調書で希望を募っております。希望を募った上で、希望者を市町村教委に示しまして、必要とあらば異動を行っていただいているところであります。

それと、免許の関係でございますけれども、小学校教員が中学校の免許を持っている、これは27年度の数字でありますけれども、61%でございます。逆に中学校の先生が小学校の教員を免許を持っているのが32.1%という状況でございますので、なかなか全体が同じような数で相互交流するというのは難しいかなと思っております。

それと、成果につきましては、人数は徐々に増えていっておりますので、これからその辺をしっかりと検証いたしまして、こういうメリットがあるんだということを市町村にお伝えをしながら、この取組を拡大していきたい

と思っております。

それとあと、高校につきましては、今年度初めてでありますけれども、高校の体育の教員を中学校に4名人事交流をしております。それと中学校から高校には社会科と体育の先生を3名、本年度は人事交流を行ったところでございます。

阿部委員 中学、高校で、豊府だとか中高一貫のところとまたこれも違ってくると思いますし、これはいい結果が出なければ、またそれはそれなりの対応をしなきゃならんとは思いますが、一つだけ。今現在、中学校から小学校に行っている方、中学校から高校に行っている方、ずっとそこにおるわけじゃないんでしょうから、年数を決めてやっているのか、そこはどうなんですか。

法華津教育人事課長 通常の人事異動の一環で行っておりますので、一定の年数を決めた上で行っております。

阿部委員 どれぐらいというのは言えない。

法華津教育人事課長 そこは一定の年数で…。

馬場委員 10ページの不登校状態になったきっかけ、考えられる状況ということで、家庭に関わる状況が二つ出ているんですけども、家庭の生活環境の急激な変化というのは具体的にはどのような状況なのか、それが一つ。

あと本人に関わる状況の中で、無気力という部分もあるんですけども、情緒的な混乱とかいう部分ですね、それについては具体的にはどんな状況なのか分かれば教えていただきたい。

それから、7ページの部活の外部指導者の件なんですけど、これは部活指導者の研修会等もやっていると思うんですけども、必ずその方と教員とペアでその部活を持つということがほとんどなのかなと思うんですけど、その辺の状況はどういう感じなんですか。

宗岡学校安全・安心支援課長 まず10ページの表から御説明を申し上げます。

今、委員御指摘の家庭の生活環境の急激な

変化でございますけれども、文科省の調査の説明の中には、例として不慮の事故によるものというようなものがございますので、そこから推測をしますと、事故による死亡で御両親が独り親となるというようなことではなかろうかと思えます。そういうことも考えられるということで御理解いただきたいと思えます。

また、不安などの情緒的混乱ですけれども、これは26年度の調査ではこういう表現ですが、実は27年度の調査では不安の傾向があるとなっております、鬱状態に近いような形ですけれども、病気として診断がされていないといったようなことで、子どもが何かしら不安を感じているという状態のものをここにカウントするという形であると思えます。

井上体育保健課長 外部指導者の研修の件でございますが、学校の部活動顧問と同じように部活動指導者研修会、講習会の御案内等も差し上げているところでございます。それから、県体育協会が行っております日体協の公認指導者講習会、こういった資格を持っている方はこのような研修会にも出ております。

また、もう1点の、実際の顧問と一緒に外部指導者がペアで指導する、これが原則でございます。通常の学校内での部活動も顧問がおり、そして外部指導者が指導すると。これが大原則でございます。このような形で行われております。

馬場委員 先ほどの家庭の変化、不慮の事故とかいう部分はあると思うんですけど、例えば、離婚されていて独り親家庭というのがこの中にかなり入ってくるのかなと思うんですけど、そんな状況なんですか。

宗岡学校安全・安心支援課長 御指摘のとおりでありまして、先ほど不慮の事故ということも申し上げましたけれども、失業等により経済的な困窮とかいう部分で、もちろん独り親家庭になって経済的な困窮があるという部分もこの中に含まれます。

馬場委員 ここで言うのがどうかなと思うんですけど、部活の件で、最近、中学校の教諭

の方が亡くなった、過労死というような新聞報道であったんですけども、その中で、例えば、かなり長時間勤務が多くて、厚労省のラインを超えた部分があったというような、僕も新聞報道しか見ていないので詳しくは分かりませんが、その方は中学校の国語の先生だったと思えます。46歳ということで、2014年に亡くなられているんですね。その方のお父さんの言葉に、能率を上げられんのかというようなことも言ったりしているんですけども、仕事が多くて生徒を十分見てあげられない、かわいそうという本人の言葉もあったということで、かなり部活も持たれているという状況もあるんですけども、こういう事例が出てくると。先ほど現職死亡の方が5名いたということもありますし、それから、定数の部分で改善をされていくということで、できるだけ県費負担教職員を増やしていけるというようなこともございましたし、私も2011年に初めて議員にさせていただいて質問したときに、現職死亡の方が月に一人ずつ出て、11人ぐらい出た状況がありました、6年前。そうすると、この部活も、先ほど教育長もおっしゃったように、少し負担軽減という意味も含めて、やはり人数が増えて、二人で持てたりとか、そういうことができるとまた違うのかなど。そのためにはやっぱり定数の改善というのが必要になってくるのかなと思うんですけど、ここと直接関係ないんですけど、お金がかなり掛かることなので、すぐにはできないということもあると思うんですけども、その辺の中学校の部活なりの部分含めて、考えはありますかね。

法華津教育人事課長 今、委員がおっしゃったように、教職員の長時間勤務がクローズアップされておりました、今日も文科大臣から中教審に諮問等がなされました。働き方改革で長時間勤務の解消の一つの方法として部活の負担軽減というものを示されておりますので、私どもとしてはそういった外部の人材もいろいろ活用しながら教員の負担軽減に努め

ていければと考えております。

馬場委員 僕は部活はやっぱり子どもたちと一緒に過ごす教員が持った方が一番いいなと思うんです。負担軽減もあるんですけど、ただ、それを持てるような状況を作ってほしいなと。それは、子どもたちは部活だけじゃなくて、学校全体で過ごすわけで、その子どもたちの様子と部活と学校全体の生活というのはとても密接に、学習意欲にも関わってきますし、連帯感に関わってくるんで、外部指導者が悪いというわけではないんですけど、ある程度教員が主体になって取り組むための条件整備というのは必要なと。外部指導者の方が一緒に来ていただいて指導できるというのも一つの方法だと思うんですけど、何かその辺を感じるがありますので、是非定数が増えればなと思います。

阿部委員 宗岡課長、私は管内調査で教育事務所にずっと言ってきたんで、あえてここで言わせていただきますけど、要するに不登校児童の要因というのを我々はずっと全国いろんなところを調査会で訪ねて、やはりその一つの原因が、独り親家庭というのが物すごく大きなウェートを占めているんですよ。それぞれ教育委員会、私ども文教委員ですから、子どもを対象にもの考えなきゃならんと思いますんで、これは独り親になった原因はいろいろあると思うんです。

ただ、先ほど私もちょっと気になったんで、あえて言わせていただくんですが、不慮の事故ということで先に出されるからね、それは不慮というのは、独り親の原因でもあるでしょうけれど、私はそこを皆さん方、教育委員会は是非避けて通らないで、しっかり、そうしたことに対してのうんぬんなんていうことじゃなくて、こういうのが不登校の要因に大きく占めていますよというのを、やはりそれぞれ保護者がしっかり認識しなきゃいかん。なったことをどうじゃなくて、そういうことを認識すれば、やはり子どもに対しての接し方が違ってくると思うんですよ。

そういうことから、いわゆる不登校を阻止

していくようなこともやっていかなきゃならんので、是非教育事務所の方々はそういう言葉で代えるんじゃないかと、特にそういうところに接したときは、こういう要因がここにありますよ、これあなたのところがそうだとはいわなくて、総合的に見たときにパーセンテージが高いですよというぐらいは、その言葉をもってやるべきじゃないか。是非そういうことに勇気を持って突っ込んで、それがひいては子どもたちのためになることですから、是非やってくださいということをお願いしてきてきたんで、あえてここでお願いをさせていただきます。皆さん全部そういうことで、私は突っ込んでいっていただきたいなと思います。お願いします。

吉富副委員長 やはり不登校の原因の中で、この9ページの中の表をちょっと見させていただいているんですけども、大分県の場合、本人のあそび・非行、そして無気力の傾向の中に、やはり学力、学業の不振というものが、やはりここに一番大きく出ている。やはりこの学校が面白くないとか授業についていけないとか、そういうことから非行に走る、また無気力になるという部分が出ているのはこの数値ですすぐ分かるんですが、ここをどれだけ教職員が、子どもの学力が低いのであれば、その子がどこまで行って、どのときにそこにつまずいたのかということまで実際に下りて行って、そして少しずつでも学力をアップさせていくというような取組をしているのかというのが1点。

また、教える指導側の先生も、言わばまい先生と下手な先生というのは当然いらっしゃるわけで、そういう中での先生同士での教え方の練習とか、勉強とか、そういうものの取組というのはどの辺まで進んでいるのか、その2点をちょっと教えてください。**米持義務教育課長** 県全体の学力の状況はいろんなところでお話ししているとおり、小学校は全国平均を上回り、中学校は下回って低迷している状態と申し上げております。

小学校は一定の成果を上げているつもりで

ございますが、その背景には新大分スタンダードという授業の基本を押さえたものを数年間取り組んでおりまして、それが小学校では大方の教科に行き届いてきた。中学校においては、それが教科ごとに研修等をやっておりますので、なかなか全ての教科に行き届かないというところがありますので、その教科の違いがございます。

そこで、小・中のそれぞれの課題を踏まえて、委員おっしゃったように、個の課題に応じた指導を1時間ごとにしっかりやるように手だてを講じるように指導資料を作ったところでございます。

また、習熟度別指導等も随分、小学校で6割程度、中学校で5割程度実施するようになっておりまして、これは加配教員の配置もありますけど、校内で時間が空いている先生を工面してやっている学校も増えてきておりまして、その成果も出てきているかなと思います。

御指摘のとおり、教員のスキルアップは欠かせないこととございまして、これについても随分、学力向上の施策の中で教科ごとに、あるいは学力向上支援教員、加配教員の指導的な立場にある教員の研修の場を設けております。ただ、やっぱり最後は分からない子どもが本当に分かるようになることですので、もう少し、例えば算数でいえば分数が分かっているのかとか、もうちょっと遡って九九をしっかりと覚えているのかとか、それが中学校でどういう影響をしているのかということ細かに見ていきながら、義務制を終える段階までしっかり力を付けていきたいと思っております。

元吉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ私から二、三質問したいんですけど、小・中の人事異動の件数が、ずっと前々から言っているんですけど、非常に少ないなという実感を持ってまして、他県の状況を把握しているのかということが一つです。

それと、例えば、同じ市町村で小・中異動しているのか、例えば、小学校の先生がよその市町村に行って中学校の先生になっていっているのかというところが一つ聞きたい。

まず、小・中異動を是非やってもらいたいと思うのは、小学校の先生方の考えと中学校の先生方の考え、同じ義務教育の中でありながら、全然視点が違うというのが実態だと私は思っています。どこがどう違うかというと、小学校の考え方は、みんな平等で仲よくいきましょうと。ところが中学になると、早速受験があり、クラブ活動があり、競争社会に足を突っ込まなくちゃいかんということで、先生方の考え方が随分違うなと思っています。だから、小学校の先生に中学の子どもたちを体験してもらいたいと。そして、小学校に戻って、小学校でかくあるべき指導の仕方、競争の原理も入ったものを作っていくかないと、小学校のときはみんな平等ですよというやり方で、差を付けない、差を見せないと思っています。何をやっているかという話が長くなりますから言いませんけど、現実、なるべく差のないこと、差を見せないことがいいことだというのが小学校の教育の実態ではないかと思っているんで、是非そういう小・中の異動をもうちょっとやるべきではないかと。他県で見ますと、やっているところもたくさんございます。特に、私どもの安心院は、小中高一貫をやっていますけど、実際やっている先生方に聞くと、物すごくいいと言います。ところが、先ほどの話のように、私は小学校の先生が中学校へ行ってみたくて、中学校の先生が小学校の教育現場に下りてみたいという希望があるというのは本当に素晴らしいことだと思います。ほとんどの先生は小・中の異動はしたくない。特に小学校の先生は中学に行って難しい思春期の子どもたちのクラス担任を受け持つのは大変だということで行きたがらないというのが実態ではないかと思っています。だから、そこは本当に県がしっかりとそこら辺を、他県も含めて検証していただく、そしてまた、市教委にもそういう

指導をしっかりしていかないと、この小・中間異動というのは増えていかないんじゃないかなと思っております。

それともう一つ、一番の弊害は、勉強を教える、子どもの指導もちろんですけど、小学校でずっと来た先生が中学に行って、例えば、算数の先生が専門教科を教える、この難易度、免許は持っているけど実際どうなのかということもあるんで、そういった中学校、小学校間の異動ができるための、やっぱり先生自体の研修、教育指導に対する研修というのもやっぱり県教委でもう少しそういったシステムなり研修会を設けるなりやっていかないと進まないんじゃないかなと思うんで、そこ辺も含めてお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

それと、スクールバスの件ですけれども、体力に差がない、スクールバスで通ってきている子どもとそうじゃない子と比べたら、スクールバスで来ている子どもの方が体力的にはいいですよというデータもありますけど、ただ、言い返せば、もともとのスクールバスで来ていない子どもたちの体力が低いんじゃないかなという見方もあると思うんですよ。だから、単純に考えれば、1キロメートル、2キロメートルを徒歩で毎日歩いて通学する子とバスで学校まで来る子ということになると、育ち盛りで当然体力差は出てくるんじゃないかなと思うんです。だから、そのデータの取り方も、もうちょっと細かく取らないと分からないんじゃないかなというのが1点と、それと、これからどんどん統合をやりますんで、スクールバス運行というのは各市町村で増えると思うんですけど、やっぱりスクールバスで学校に来てスクールバスで帰るということになると、もともとの本校の子どもたちとちょっと違和感が出るんじゃないか。だから、できればやっぱりどこかで降ろしてスクールバスの子どもたちも通学班を作って学校に歩いて入るといって、同じような形を作らないと、どこかであの子たちはスクールバスで来ている子だと、あるいは、俺たちは統合さ

れてなくなった学校の子もたちだという、何かそういった差別意識がどこかで生まれるんじゃないかなという懸念もあるので、そこ辺のことも含めて御意見を伺いたいと思います。

法華津教育人事課長 まず各県の状況でございますけれども、申し訳ありませんが、今時点で各県の詳細な状況については把握はできておりません。

それと、2点目の小・中間の異動でありますけれども、市町村間の異動もございまして、大半が同一市町村内での小・中間の異動となっております。

米持義務教育課長 教員の指導力の向上は欠かせないところでありまして、例えば、小学校英語につきまして、先ほどの付け加えになるかもしれませんが、今のところこういうことを考えております。小学校の英語のスキルアップのために、中学校、高校の先生と一緒に研修するとか、あるいは時間割の持ち方とか、人事交流を進めるようにする、これにつきましては先日、匿名の電話を受けまして、中学校の教員をしているんだけど、小学校に行ったら是非指導してみたいんだけどどうすればいいかというお尋ねがありました。私がそういう希望があるんだったら是非校長に希望してみたらどうかということでは言いました。そういう教員が中学校で自分の指導をしながら、小学校まで遡らないとやっぱりしっかりとした中学校の3年間にはならないんだという、そのような先生を掘り起こしていくということも大事なかなというように思います。

また、その教材等も適切に国から配布されますので、それをきちんと講習するというのもやっていきたいなと思います。

それは英語にとどまらず、今言われておりますアクティブ・ラーニング、これは全ての教科で小学校、中学校関わらずやらなきゃいけないこととなっております。講義形式から抜け切れない教員にとりましては、アクティブ・ラーニングというのは分かりにくいところがありますので、私どもがしっかりと授業

のやり方が伝わるように研修していきたいと思っております。

井上体育保健課長 体力の件でございますが、もともと体力は低かったんじゃないかというような御指摘でございますが、大分県の子どもの体力の状況を見ますと、これは経年比較でございますが、運動能力調査において、全ての項目で、学年別ずっと割り出すと192項目あるんですが、27年度と28年度を比べた場合は、151項目において、ずっと昨年よりは上がってきております。この傾向は27年、28年の比較だけじゃなくて、その前からも右肩上がりになってきています。大分県の体力の状況というのは決して低い状況じゃなくて、全国的にも高い状況でございます。

元吉委員長 体力が高いか低いかじゃなくて、スクールバスで行っている子が行っていないもともとの子どもたちよりも体力が落ちていませんよという、そのデータの取り方にその学校の体力が低くて、スクールバスで来る地域の子どもの基礎体力がもともと高いんじゃないですかということ聞いたんです。だから、それはもう答弁は要りませんが、そこ辺でこのデータが出ているのであれば、ちょっと我々が受け取る意味が違のかなと思って聞いたんですけど、スクールバスはどんどん増えていくと思うんで、是非そこら辺もしっかり検証していただきたいなと思います。

済みません、委員長が長々と質問いたしました。

ほかに御質疑等もないので、これで県内調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

まず、①と②の報告をまとめてお願いします。

井上体育保健課長 資料の11ページをお開きください。

指定管理者の更新についての御報告でございます。

まず、1の更新施設でございますが、教育

委員会が所管する大分県立総合体育館につきましては、土木建築部が所管する大洲総合運動公園と一体として、平成25年に指定管理者を選定しました。現在の指定期間は5年間となっておりますので、今年度末に更新の時期を迎えます。

2の選定方法及び指定期間につきましては、公募を原則としております。大分県立総合体育館は平成32年4月に大分市に移管する予定としておりますので、移管が決まっている施設は任意指定ができるという県の規定に基づき、現在の指定管理者のファビルス・プランニング大分共同事業体を任意指定したいと考えております。

指定期間につきましては、平成30年4月から平成32年の3月までの2年間としたいと考えております。

3の目標指数ですが、施設の設置目的が達成されているかどうかを測るためのもので、施設の利用者数としております。

平成30年度及び31年度の目標指数は、平成28年度の実績を基に、大分市への移管に係る改修工事により、使用できない期間の利用者相当数を控除しております。その結果、年間利用者は、平成30年度は27万5千人、平成31年度は23万6,500人としております。

資料の12ページを御覧ください。

今後のスケジュールについて御説明いたします。

まず、7月下旬からパブリックコメントを実施し、9月上旬に有識者の意見聴取を行います。

その後、第3回定例会で債務負担行為予算議案、第4回定例会で指定管理者指定議案につきまして御審議いただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。

法華津教育人事課長 資料13ページを御覧ください。

去る6月5日に教員採用取消訴訟の控訴審判決が福岡高裁でありましたので、御報告します。

1 当事者、2 事件名については、お手元の資料のとおりです。

一審原告側の訴えの内容は、3 の事件の概要(1)のとおり、教育委員会が行った採用決定取消処分を求めるとともに、精神的苦痛に対する慰謝料等として770万円を支払えというものです。

(2)の第一審判決が平成28年1月14日にありましたが、本件採用決定の違法性を認め、本件取消処分は適法であることから、原告の取消処分の取消請求を棄却するとともに、慰謝料等として400万円の支払いを命じるというものであります。

これを受け、原告側が控訴を行い、県におきましても、取消処分に至る一連の県の主張が認められているものの、ほかの裁判例や訴訟外で和解した他の受験者との均衡等から、上級審の判断を求め控訴を行いました。

四角囲いが、今回の第二審(控訴審)判決ですが、主文①のとおり「本件各控訴をいずれも棄却する。」との判決がなされました。

判決理由の①及び②のとおり、本件採用処分の違法性と取消処分の適法性について、県の主張が控訴審においても引き続き認められました。一方、③国家賠償につきましても、県の主張は退けられました。

なお、報道によりますと、一審原告は既に控訴棄却の判決を不服とし、最高裁へ上告を行ったとのことあります。

県といたしましては、6月13日に開催した教育委員会会議において、今後の対応を協議し、既に最高裁へ上告している別事件への影響などを慎重に検討して対応していくことといたしました。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので、③と④の報告をお願いします。

姫野高校教育課長 資料14ページをお開きください。

地域の高校活性化支援事業について御説明

いたします。

この事業は、今後の中学校卒業予定者数の減少を見据え、地域に信頼され中学生に選ばれる魅力・特色ある学校づくりを目指して、昨年度より取り組んでおります。今年度は新規採択5校を含め、全16校で取り組みます。

1年目は、自治体と連携して地元の観光産業の担い手育成を進めた由布高校を始め、採択した11校中、定員充足4校を含め、7校で受験者増を果たすことができました。

成果を上げた要因としては、コースの特色を明確にできたことや生徒の活動の姿を通して学校のイメージアップを果たしたこと等が挙げられると考えております。

今年度は、成果を上げた要因を踏まえた取組改善により、更なる魅力・特色ある学校づくりを図ります。

佐藤文化課長 それでは、資料15ページをお開きください。

平成29年度日本遺産の認定と国名勝の指定について御報告します。

まず、1の日本遺産の認定についてです。

去る4月28日、(1)認定ストーリーにあります、中津市と玖珠町が共同申請した「やばけい遊覧～大地に描いた山水絵巻の道をゆく」が、日本遺産に認定されました。

日本遺産は、個別の文化財の価値付けではなく、歴史的経緯や地域の風習に根ざした文化財や伝統文化等をつないで地域の魅力として発信し、観光や地域振興にも活用できるストーリーを認定するものであります。

今回、評価されたストーリーは、文人画人を魅了し、岩から仏や石橋、洞門等を生み出した奇岩の溪谷耶馬溪について、大正時代に回遊路でつながった山水絵巻のような風景を、現在も巡ることができるというものです。

今年度は、(2)申請及び認定の件数にありますように、17件が認定され、全国で54件となりました。大分県は、27年度に日田市が3市と共同申請し認定されたストーリー「近世日本の教育遺産群―学ぶ心・礼節の本源―」とともに、2件となりました。

今後も、申請を検討している市町村のストーリー作りを支援していきます。

続いて、2の国名勝の指定について報告いたします。

6月16日、国の文化審議会において、(1)指定文化財にあります、豊後高田市の天念寺耶馬及び無動寺耶馬が、国名勝として答申されました。

六郷山寺院であった天念寺と無動寺は、古代から中世にかけて、背後に高くそびえる岩山が修行の場とされておりました。この岩峰や岩屋、無明橋などで特徴づけられた優れた風致景観が高く評価されました。来年の六郷満山開山1300年への弾みになればと思っております。

この指定により、(2)県内における国名勝にありますように、耶馬溪、別府の地獄、旧久留島氏庭園とともに4件となりました。

今後とも、指定等を通じた文化財の保存・活用に努めていきたいと考えております。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

阿部委員 教育長、私は久しぶりにこの委員会に来たんで、今まで随分御無沙汰して、長い議員生活の中で何回かしかないので、ちょっと私の思いの中で一つだけお願いをしておきたいと思えます。

先ほどまた子どもたちに視点を置いてということをお願いをいたしました。やはり大分県の教育、これは小学校も児童教育もそうですし、また高校も、それぞれ子どもたちにどれだけの教育を受けさせて、すばらしい人材を育成していくかということにつながってくると思うんですね。

そういう中で、やはり中学、高校——中学は少ないんですが、公立と私立というそれぞれが体系の違うのは、これは大分だけじゃなくて全国でもあるわけですが、特に私学とい

うのは個々の建学の精神でずっとやられて、私学においてもA校とB校が違うように、いろいろ千差万別あるわけですが、是非これは私学に通う子どもたちも公立に通う子どもたちも同じ大分県の子どもたちです。例えば国体に行くときなどスポーツ関係なんか私学の生徒も県立の生徒も一緒になって、例えば、九州ブロックで資格を取って、大分県を担って行く、一緒になってやっていくわけですね。そういう姿をよく目の当たりにするんですが、ほかの分野でも是非同じ県内の子どもたちという視点の中で、それぞれの役割はあるでしょうけど、考えていただいた中で、やはり公立と私学が連携を密にして是非やっていただきたい。これはもう今やられていると思いますが、あえてお願いをさせていただきたいと思えます。

いろんな事柄もあるでしょうが、先ほど、こんなことは不可能なことかもしれませんが、教職員の異動も小・中、そういうところまでできるんであり、また中・高でできていくんなら、高校の私学と公立の異動というか、教員交流もあると、より一層私はお互い活性化していくんじゃないかなという思いは持っていますが、これは可能かどうかは別にして、そういう思いも持っておることも申し上げて、是非それぞれの立場もあるでしょうが、連携を是非密にとっていただくようお願いをしたいと思います。

工藤教育長 ありがとうございます。我々は一昨年定めました教育長計、これも教育県大分ということで、この中には公立の子どもたちだけという思いは全くございません。全ての子どもたちに力と意欲をとということで、これは特に普通科に通う子どもたち、さらには特別支援でいろいろ困難な中で学んでいる子どもたち、全て自分たちがそれぞれ望むところにしっかり送り届けたいと思っております。

私はいつも言うんですけれども、特にいろいろ学校で事件、事故、不祥事等が起こりますけれども、子どもたちというのはもうそれこそ未来の世代から我々が預かっている宝物

だと。これをしっかり磨いて、傷つけることなく、そして、次の世代にまた送り返す、これが一番大事なことだということで、今、阿部委員が言われたところで、全ての子どもたちという思いを持って、公私との連携もしっかり取っていきたいと思っております。

いろいろな課題はありますけれども、1個1個話をしながら整理をしていきたいと思っておりますので、またこの1年間どうぞよろしく願いいたします。

阿部委員 先ほど宗岡課長が言ったように、私は私学にも言っているんですが、それぞれの役割の中で、例えば、不登校児童、これはもったいないんですね。それが原因で、とうとう最後は自殺まで、行くことはないでしょうけど、せっかくこの少子化対策と言っているときに、こういうところを見通しても、やはりそれぞれの持分の中で、公立へ行っていて、どうしても不登校——いろんなことがあって通えないというところが、じゃ、そこに受皿の私学もあるじゃないかというような役割分担もできるんじゃないかということも申し上げておりますので、これだけにとどまらんとは思いますが、是非よろしく願いします。

森委員 今回、県内所管事務調査で、県内各地の様々な学校に伺って、学校経営とかその施設の課題とかも見させていただきました。現場では先生方に大変丁寧に対応していただき本当に有り難く思っております。

その中で、各委員からもそれぞれの施設でいろんな提案とか改善した方がいいんじゃないかとかいう御意見が出ました。それはもう何らかの形で伝わっているかとは思いますが、けれども、例えば、中津支援学校ですと、旧中津商業高校の校舎であって、今、いろんな子どもさんたちの対応をする中で、教室が少し不足気みであると。一方で、向かい側にはもう使えない、耐震性のない校舎があって、そちらを使っていないといいんですけれども、あること自体が課題じゃないかという意見も出ました。

また、県立盲学校においては、日中もあそこは子どもたちのために光の関係で日中ずっと電気をつけていなきゃいけないということは蛍光灯をLEDに変えた方が今後も電気代の面でもいいんじゃないかとか、海洋科学高校ですと、古いディーゼル機関があったんですけれども、それを丁寧に学校の先生がメンテナンスしながら使っている。しかしながら、最新のものとはまた全然違う仕組みなんですよという御意見も頂きました。それぞれの箇所ですらいろんな提案がまた委員からも出たんですが、その辺をどの程度認識されているのか、また、それに対する改善策があるのかどうか、検討されているのかどうかを1点。

もう1点は、大変皆さんに御心配を頂いています朝地町綿田の地すべり災害についてです。

実は、小学校、中学校に通う児童生徒も、もう1か月以上の避難生活を送っております。教育事務所を始め、学校の先生方にも大変お世話いただいて、子どもたちへの配慮もしていただいているところですが、ごさいすけれども、直接被害を受けそうな家屋でありますので、避難が長期化することが予想されます。これについては要望ですけれども、引き続き温かい御支援を頂きたいなと思っております。よろしく願いいたします。

最初の件だけお答えいただければと思います。

森崎教育財務課長 今、委員おっしゃったことは、こちらにもちゃんと届いております。例えば盲学校であれば、大規模改修の都度に、やっぱりLEDに変えたりしていっていますので、近々また大規模改修する予定がありますのでそうしようとか、あるいは支援学校の教室不足の関係も、ここに限らず、支援学校は教室不足が多いんですけど、間仕切りをしながらしのいでいるところがあるんですけれども、それについても今後とも対応していきたいと。

また、海洋科学高校のディーゼルは、私も確認しましたが、ちょっとやっぱり古い感

じもありました。今後また学校とも協議しながら、更新するかどうかまた話をしていきたいと思っております。

森委員 中津支援学校の使っていない校舎も検討いただければと思います。

森崎教育財務課長 一つ使っていない校舎があります。基本的には耐震化していないので、今後取り壊すのかどうなのか、それについてはまた検討していきたいと思っています。

森委員 様々な箇所でいろんな提案があったと思いますので、また都度教えていただければ有り難いです。よろしくお願いします。

能見教育改革・企画課長 この度の県内所管事務調査で様々な御提案、御意見を賜っております。当課で様々な御意見を頂いた概要については、取りまとめまして、庁内の課室長会議で共有しておりますし、事務的にも各担当が共有しておりますので、それぞれしっかりと対応を検討してまいりたいと思っております。

藤田委員 ちょっと3点ほどお聞きしたいので、時間の関係があるので、また後ほどでもいいんですが、一つが海洋科学高校の実習船の共同運航に向けて、特に船で働く実習の職員さん、これ香川県との協議も含めて今どういう状況になっているのかということが1点と、もう一つ、先週の新聞で、高校の留学生が全国で4千人ぐらいになっているということが出ていたんですが、本県の公立の高校での留学生の受入れ状況と、仮に、例えば、定員が欠員になっているような学校で、留学生を受け入れるとしたら、どのような条件が必要で、どのような手続が必要なのかという点。

それと、芸術緑丘高校に先日行ったんですけども、芸術文化短期大学が改修されている中で、緑丘高校の改修や設備の充実という取組がどうなっているのか、以上3点。

法華津教育人事課長 まず、海洋科学高校の船員の勤務条件等の件につきましては、今、香川県でありますとか、船員の職員団体と今協議しておりますので、また経過等につきましては報告をさせていただきたいと思っております。

姫野高校教育課長 留学生の受入れの状況でございますが、26年度、27年度では、3か月以上のものがございますが、2名を受け入れているところでございます。

課題等につきましては、やはり言葉等のところかなと思います。

森崎教育財務課長 緑丘高校については今年度大規模改修をするようになっていきます。その辺等でも施設をあたっていきたいと思っております。

藤田委員 詳細はまた後で教えてください。

元吉委員長 ほかにないようですので、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わりたいと思っております。

執行部はお疲れさまでした。

ここで、休憩します。3時10分から再開します。

午後2時57分休憩

午後3時08分再開

元吉委員長 それでは、委員会を再開したいと思います。これより警察本部関係の審査に入ります。

まずこの度、駕海豊議員が文教警察委員に新たに指名されましたので、駕海委員から自己紹介をお願いします。

〔駕海委員挨拶〕

元吉委員長 ありがとうございます。

また、本日は委員外議員として麻生議員、大友議員に出席いただいております。

それでは、付託案件の審査を行う前に、警察本部長から発言の申出がありますので、これを許します。

松坂警察本部長 警察本部長の松坂でございます。

元吉委員長を始め、委員の皆様方、また委員外議員の皆様方におかれましては、平素から警察業務運営の各般にわたりまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既に報道等で御案内のことと思っておりますが、先日、宇佐警察署の警察官が、交通取締り中、同僚警察官の交通違反を隠蔽する事案が発覚し、犯人隠避等で警察本部捜査主管

課において現在捜査中であります。

県警察では、昨年から別府警察署員による不適正捜査事案や捜査情報漏えい・収賄事案等が相次いで発生し、再発防止と信頼回復に向け組織を挙げて取り組んでおりますが、その最中の今回の不祥事であり、県民の皆様、さらには委員の皆様にも心よりおわび申し上げます。

今回の不祥事の原因・背景につきましては、現在解明中ではありますが、捜査・調査を徹底してその原因等を明らかにした上、徹底した職務倫理教養などを行って再発防止に取り組み、失われた警察の信頼を回復するため、県警察一丸となって県民の安全を全力で守ってまいり所存であります。

委員の皆様方には、今後とも引き続き県警察に対し、御指導をよろしくお願いいたします。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、この件について、質疑、御意見等がございましたらどうぞ。

馬場委員 一つだけ。県内の警察官の方はほとんどが県民の安全と安心のために働かれていますと思うんですけども、こういう事案がとてつもなく残念でありませんが、この部分の事実関係とか、それから原因ですよね、再発防止等を含めて、先ほどございましたように、これからということになるんでしょうか、その辺は今後どういうふうか。

松坂警察本部長 ただ今お尋ねがございました、今現在、犯人隠避等の罪で関係者の捜査を進めております。捜査結果を踏まえて厳しく対処してまいり所存ではありますが、詳細につきましては、今現在正しく捜査中ということでありまして、捜査が終わった段階で必要なことはまた明らかにしていく、そのように考えております。また、再発防止につきましても、既に緊急の刑務部長通達の発出などを通じて、職務倫理の徹底ということを求めています。更にまた原因が明らかになり、必要な対策があれば、それをまた採っていきたいと考えております。

阿部委員 本部長が今おっしゃったとおりでと思いますので、しっかり究明、また原因も確認をしていただいて、また全県のそれぞれの警察官の皆さん方は大変肩を落としているんじゃないかなと思います。一日一刻たりとも皆さん方は気を緩めることのできない、また安心安全のための要でありますので、この事件でモチベーションを下げないように、やはり使命感を持ってしっかりやっていただく。これをなお一層徹底していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

元吉委員長 非常に残念な事案でございますけれども、大分県警の警察活動そのものはここ数年、非常にいい結果が出ている。認知件数にしても、交通事故件数にしてもそうございますし、各署とも非常に地域の治安のために尽力されている中で、幾つかの不祥事がありました。今回は本当に言い訳の立たない不祥事でございますけれども、やっぱり逆に考えますと、根底にそういった警察活動については年々、非常にいい成績を各署が残しているというところが逆にたるみになっているんじゃないかなとも思っております。是非しっかりと綱紀粛正に努めていただきたいと思ひます。治安の維持も含めて、交通事故件数も含めて、なぜいい結果が出ているかと考えるに、もちろん警察の活動もそうですけど、安全安心パトロール隊とか防犯活動に市民が一体となって今やっているということで、このいい結果がずっと続いてきていると思うんですよ。だから、そこら辺もしっかりと受け止めていただいて、自分たち警察官がいい成績を年々残してきているというんじゃないかと、本当に市民の皆さんの協力の下にそういう結果が出ているということで、更に気を引き締めて、二度とこういう事件がないように努めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、ほかにないようですので、続いて付託案件の審査を行います。

第2号報告平成28年度大分県一般会計補正予算（第7号）のうち、警察本部関係部分

について、執行部の説明を求めます。

田原会計課長 第2号報告平成28年度大分県一般会計補正予算(第7号)のうち、警察本部関係について御説明いたします。

お手元の大分県議会定例会議案の33ページをお開きください。

ページ中段の第9款警察費の補正額は1億933万7千円の減額でございます。

これを既定額から減額いたしますと、補正後の警察費の総額は257億4,962万3千円となります。

項別では、補正額の全額が第1項警察管理費でございます。

その内容につきまして、別冊の平成28年度補正予算に関する説明書により御説明いたします。

33ページをお開きください。

今回の補正額1億933万7千円の減額につきましては、全額、第2目警察本部費、事業名では給与費に計上しております。

具体的には退職手当であります。減額理由は、退職者の勤務年数や役職により、一人当たりの所要額が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

元吉委員長 以上で説明は終わりましたが、これより質疑に入ります。質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので、これより先ほど審査しました教育委員会関係部分も含めて、採決いたします。

本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がないので、本報告のうち本委員会関係部分については、承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査は終わりました。

次に、県内所管事務調査のまとめを行いた

いと思います。

警察本部関係では、各警察署を訪問した際に、活発に議論いただきました高齢者、外国人による犯罪の現状及び対策について、執行部から説明をお願いしたいと思います。

江熊生活安全部長 高齢者による犯罪の現状及び対策について説明します。中でも、検挙される比率が特に高い万引きを中心に説明させていただきます。

文教警察委員会説明資料1ページの1、一般人口における高齢者比率の推移を御覧ください。

県内の全人口に占める高齢者の割合は、平成18年の24.8%から、平成28年は31.2%まで増加しており、この増加傾向は今後も続くと予想されます。

次に、2の刑法犯の罪種別検挙人員における高齢者の状況を御覧ください。

一番上、合計の欄、平成28年中及び平成29年5月までの高齢者比率はいずれも24.5%となっています。罪種別に見ますと、窃盗犯だけが、平成28年中が32.8%、29年5月末時点で32.2%と人口比率に比べ少し高くなっています。そして、窃盗犯の中でも、高齢者比率が群を抜いて高いのは万引きで、平成28年中は44%、平成29年は5月末時点で約半数の47.7%となっています。また、表に割合を示していませんが、高齢者検挙人員の約8割が窃盗犯として、そして、そのまた約8割が万引きとして検挙されています。

次に、万引きの検挙状況やその推移について説明します。

3の万引き検挙人員に占める高齢者比率の推移を御覧ください。

まず、大分県の万引きで検挙される高齢者の人数ですが、ここ10年では、平成24年の297人をピークに、以後多少の増減はありますが、平成28年は242人と、最近は減少傾向にあります。

一方で、全体の検挙人員に占める高齢者比率は増加傾向にあります。

原因としましては、高齢者以外の減少幅に比べ、高齢者の減少幅が小さいことが考えられます。

なお、全国的にも万引き検挙人員に占める高齢者比率は年々増加しています。

次に、4の万引きを犯した高齢者の生活環境及び犯行動機について説明します。

2ページの別紙を御覧ください。

平成25年9月から平成26年6月までの間、当県で万引きで検挙した高齢者に対して生活環境や動機等を詳細に把握するために調査し、その結果をまとめたものです。

生活環境ですが、生活形態では、年金生活者が一番多く66.8%、借金はほとんどの方がありません。

家族の状況については、二人家族が44.5%で一番多く、次いで独居が30%となっています。

次に動機ですが、最も多かったのは「生活費（所持金）はあるが、こんな商品くらいでお金を使いたくなかった。」が50%、以下、「生活が苦しく、少しでも生活費を節約したかった」、「所持金が足りなかった（又はなかった）が、どうしても欲しかった」、「万引きくらい、大した犯罪ではないと考えていた」が続きます。万引きを犯すほとんどの高齢者が万引きという犯罪行為を軽く考えていることがうかがわれます。

このような状況を踏まえ、その対策について説明します。

1ページに戻りまして、5の対策を御覧ください。

まず、(1)防犯講話等における高齢者への現状説明ですが、高齢者に対する防犯講話を行う機会に、高齢者による万引きの現状などについても説明し、注意を促しています。

次に、(2)家族や行政担当者等との連携ですが、高齢者を万引きなどで検挙した場合、必ず配偶者や親族あるいは福祉担当者等に引き渡し、以後の監護を促すようにしています。

最後に、(3)店舗に対する防犯対策です。店舗にも、高齢者を含め、万引きをさせない、

被害に遭わない対策を進めています。例えば、犯行の機会が多いドラッグストアやコンビニエンスストア等の事業者と万引き被害防止対策会議を開催するなどし、事業者に防犯カメラの設置依頼や客への積極的な声掛け依頼、万引きを防止するための陳列方法等の指導を行うなどの対策を推進しています。

県警としましては、今後も関係機関等と連携しながら、犯罪を少しでも減らしていくよう努めてまいります。

高山刑事部長 続きまして、外国人による犯罪の現状と対策について御説明いたします。

文教警察委員会説明資料の3ページをお開きください。

まず、1の県内に居住する在留外国人の数でございますが、御覧のように平成29年4月末現在、1万1,301人で、26年と比べ約1,300人増加しており、県民の約100人に1人が外国人という実態でございます。

また、国別では、中国、韓国が多く全体の約45%を占めており、最近の情勢を見ますと、中国人が減少する中、ベトナム人、フィリピン人が増加している傾向にございます。

次に、2の県内における来日外国人の検挙状況でございます。(1)に刑法犯、特別法犯の検挙状況をお示ししておりますが、平成26年から昨年までの3年間、年で平均しますと刑法犯14人、特別法犯5人、合計年平均19人の外国人を検挙している状況にございます。

また、本年は5月末現在、刑法犯で4人、特別法犯で8人の合計12人を検挙しております。本年、特別法犯の検挙が多くなっているのは、先月、中津市内において不法残留のベトナム人を一斉検挙したことによるものでございます。

なお、検挙人員全体に占める外国人の割合を見ますと、平成28年は、刑法犯では全国平均が2.7%のところ県内は3分の1の0.8%、特別法犯では全国平均が6.4%のところ県内は4分の1弱の1.4%であり、県

内での外国人の犯罪、検挙は全国から見ると少ない実態でございます。

次に、(2)の罪種別検挙状況であります。県内では平成24年7月に、杵築市内で発生した中国人元留学生によるタクシー運転手被害に係る強盗殺人事件を最後に、在日外国人による殺人や強盗などの凶悪事件の発生・検挙はございません。

罪種別では、御覧のとおり、万引きなどの窃盗、暴行・傷害、不法残留や資格外活動といった入管法違反などが多くを占めております。

また、(3)の国籍別検挙状況ですが、年によって若干のばらつきはありますが、最近3年間の状況を見ますと、中国、韓国、フィリピン、ベトナム、バングラデシュのほか、その他に計上している国として、シンガポール、タイ等がございます。

次に、3の外国人による特異事件ではありますが、三つの事件を御説明します。

(1)の事件は、昨年4月、別府市内において、バングラデシュ人が大麻を密輸入した事件で、門司税関と共同で検挙しました。

(2)の事件は本年2月、同じく別府市内においてバングラデシュ人が失業保険給付金をだまし取った詐欺事件で検挙したものです。そして、(3)の事件は、先ほど少し触れましたが、中津市内において、自動車部品関連工場に派遣されていたベトナム人6人を入管法違反、不法残留で検挙した事件でございます。

次に、4の対策の実施状況でございます。

先ほど説明しました、在留外国人のほか、全国的には、実態把握が困難な不法入国・不法滞在外国人が増加しており、これらが一旦犯罪組織化すると、広域的・潜在的に不法事犯等を敢行する傾向が強くなり、治安上の脅威となるおそれが高いことから、外国人の実態を把握し、違法行為に対しては迅速・厳正な取締りを行う必要がございます。

一方、大部分の外国人は善良な方でございます。事件事故等の被害に遭わないように、共生対策を進めていく必要がございます。

そこで、当県では、平成22年から、国際組織犯罪に関する情報の収集・分析・共有を促進し、検挙活動を強化するとともに、共生対策を推進するため、組織が一体となった体制を確立し、本部と警察署が連携した各種対策を推進しております。

取組の(1)は、実態の把握活動であります。

外国人の居住実態、繁華街・歓楽街での外国人稼働実態を立入りなどを通じて把握するとともに、自動車や金属などの盗難品の海外輸出、あるいは不法滞在者の拠点となり得るヤード——鉄の壁等で外周を囲った作業所のことでございますが、これの把握と立入り等を行っております。

(2)は、広報啓発活動であります。

外国人との共生を図るため、留学生や技能実習生等に対し、防犯・交通講話等を実施するなどして、外国人が犯罪に遭わないよう、また、近隣とのトラブル防止等に向けた広報啓発に取り組んでおります。

(3)は、関係機関との連携でございます。

対策の実施に当たっては、他県警とはもとより、入国管理局・税関、市町村等の関係機関と連携して実施しております。

(4)は、取締りであります。

違法行為に対しては、各部門が一体となって情報収集を強化し、徹底した取締りを行うとともに、組織性の有無など、全容の解明に努めているところでございます。

元吉委員長 御説明ありがとうございました。

ただ今の説明に、御質問等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 別に御質疑等もないので、これで県内調査のまとめを終わりたいと思います。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出がありましたので、これを許します。

加門警務部長 県警におきまして、治安に関する県民アンケートを実施いたしました。その結果につきまして、御説明いたします。

文教警察委員会資料4ページのA3サイズ

の資料を御覧ください。

お手元には詳細な調査結果としてA4サイズの冊子を配付させていただいておりますが、時間の都合がございますので、このA3サイズの概要により御説明いたします。

このアンケートは、治安に関する県民意識を調査・分析し、今後の施策立案等の基礎資料とするために実施いたしました。

同様のアンケートは、平成20年、平成23年、平成26年の3回実施しております。

それでは、資料左側上段の調査方法等の枠を御覧ください。

今回のアンケートの調査期間は、本年2月6日から2月23日までの18日間です。

調査方法は、業務委託の上、運転免許センターに来庁された県民の方に対してアンケート用紙を配布し、無記名で回答していただきました。

総回答者数は、2,216人です。

調査結果の概要ですが、まず資料左側中段の体感治安の枠を御覧ください。

「現在の県が、治安がよく、安全で安心して暮らせる県だと思いますか」という問いについて回答を求めましたところ、「良い」、「どちらかといえば良い」を合わせた割合は80.9%となり、グラフに記載の過去2回の調査結果の70%前後に比べて上昇し、初めて8割を超えました。また、「悪い」、「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は3.9%で、6年前の2分の1以下に減少しております。

なお、こちらは参考となりますが、比較のためこの結果のグラフの下に、全国の調査結果を載せております。この結果は、警察庁の地域の犯罪実態の分析に向けた意識調査に関する調査研究の一環として、約2年前、平成27年8月に行われた治安に関する住民意識調査の結果の抜粋でございます。

この警察庁の調査は、地域住民の不安感の原因を把握することを目的に行われ、この治安に関する項目のみが当県の県民アンケート

と比較可能なものであります。

また、警察庁の調査では自宅から徒歩でおおむね20分以内の地域をイメージしてもらった上で、「お住まいの地域の不安をどの程度だと感じますか」という問いになっております。

このような違いがありますが、これらを踏まえつつ比較しますと、「良い」、「どちらかといえば良い」を合わせた割合は全国の57.0%に対して、大分県では23.9ポイント上回る結果となっております。また、「悪い」、「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は、全国の7.9%に対して、大分県は4ポイント下回っております。

調査目的の違いや無回答数の差等がございますので、単純に比較はできないものとなっておりますが、以上のような結果となっております。

次に、3年前と比べて増えたと感じる犯罪について複数回答を求めましたところ、インターネットを利用した犯罪を挙げる人の割合が52.0%と最も大きく、以下、振り込め詐欺などの特殊詐欺、殺人や強盗などの凶悪な犯罪という順となりました。

それでは、資料右側上段の交通マナーの枠を御覧ください。

「大分県内の交通マナーについて、どう感じていますか」という問いについて回答を求めましたところ、「良い」、「どちらかといえば良い」を合わせた割合は41.1%であるのに対し、「悪い」、「どちらかといえば悪い」を合わせた割合は49.1%と、後者の割合の方が大きい結果となりました。

さらに、「悪い」、「どちらかといえば悪い」と回答した方を対象に、悪いと回答した理由について回答を求めましたところ、右左折の合図をしなかったり、合図が遅い自動車が多いからを挙げる人の割合が67.3%と最も大きく、以下、携帯電話を使用しながら運転する自動車が多いから、横断歩道以外の場所を横断する歩行者が多いから、の順となりました。

次に、その下の安全安心まちづくりの枠を御覧ください。

「自主的なパトロールや防犯活動など、犯罪や少年非行が起こりにくい、安全で安心なまちづくりのための活動に参加したいと思いませんか」という問いについて回答を求めましたところ、「既に参加している」、「参加したい」、「どちらかといえば参加したい」を合わせた割合は46.8%であり、前回調査から増加しております。特に、既に参加している方の割合は3年前の約7倍に増加しております。

また、「参加したくない」、「どちらかといえば参加したくない」の割合も、前回より僅かに増加いたしました。

次に、街頭に設置される防犯カメラに対する意識について回答を求めましたところ、「積極的に設置すべき」、「プライバシーを保護しながら設置すべき」を合わせた割合は、前回の89.2%から3.7ポイント増えて92.9%でございました。

以上、主なアンケート項目の結果について御説明いたしました。

詳細な調査結果につきましては、大分県警察のホームページに掲載する予定でございます。

県警察におきましては、今回の県民アンケートの結果から、県民が何を望んでいるのか、県民と協働し、いかに安全・安心を確保していくか等を県民の目線で検討し、各種施策に対する不断の見直しを行いつつ、より多くの方に大分県は安心して暮らせると感じていただけるよう、職員一丸となって一所懸命に犯罪の起きにくい社会づくりに取り組んでいく所存でございます。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等はございませんか。

吉富副委員長 交通マナーのところでは、「どちらかといえば悪い」、「悪い」という回答をした中の理由が述べられておりました。方向指示器の出し方が遅いとか、いろいろあ

ったみたいですけど、体感治安で3.9%、僅かなんですが、治安がいいかといえば、「どちらかといえばそうは思わない」と、「そう思わない」というので3.9%ほどあるんです。この理由というのは何ったりはしていますか。

加門刑務部長 それは伺っております。その中で一番多かったのが、インターネットを利用した犯罪など新たな手口の犯罪が増えたからというのが40.9ポイント、それから、2番目が大分県内でも新聞、テレビ等で事件の報道等を見聞きするから、こちらが38.6%、それから、全国的に凶悪事件、殺人や強盗などを何度か報道され、身近でも発生する可能性があるからが36.4%等々となっております。

吉富副委員長 下に書いている3年前に比べて増えたと感じる犯罪という中の、一番がインターネットを利用した犯罪というのが52%ほどありますけど、今おっしゃっていた分で言うと、やはり最近の特徴と言われているインターネットとか、あと大分県は最近ちょっと目立つのが振り込め、オレオレ詐欺ですかね、何かああいうのがよく目立っているような感じがあるんですけど、やはりそういうところの分が理由になっているということで理解していいんでしょうか。

加門刑務部長 今回のアンケートの結果につきましては、この結果は事実ということで、御報告させていただいているところでございます。過去の調査結果との変化等につきましては、今後、各部におきまして必要な分析等を行ってまいりたいと考えております。

藤田委員 必要な分析はこれからということなんですけれども、詳細版の4ページに、例えば、体感治安の安全で安心して暮らせるかというところの地域別を見ると、杵築市が、全体的に低いんですけども、低い中であって、「そうは思わない」、「どちらかといえばそうは思わない」という比率が高いじゃないですか。これ、もし何か把握している要因が分かれば教えていただきたいと思えますし、

それと地域別に分析されているので、具体的に今後、その分析に基づいてそれぞれの署ごとに対応していくということになるのか、具体的なアンケートの活用方法についてももう一度お願いします。

加門刑務部長 今回の結果につきましては、基本的に今後また検討というところでございますが、全体の比率ですね、全体で2, 216人といいますのが、この大分県の人口の統計的に見まして誤差が大体2%になるようにというところで数を合わせております。ただ、もっと細かく市別でいいますと、できるだけ人数を合わせておるんですが、そこまできていないというところも出てくるかもしれません。その辺のところも今後分析等を進めていきたいと考えております。

元吉委員長 ほかに御質疑等もないので、諸般の報告を終わりたいと思います。

この際、何かありませんか。

阿部委員 それぞれ今回の管内調査ではお願いをしたんですが、交通部長、交通安全協会、防犯組織だとかいろんな住民組織ができてきておるんで、それはそれだけの成果を出して、すばらしいことだと思います。またここに交通マナーについても若干出ていましたけど、私は交通安全協会が果たす役割というのは大きいと思うんですね。ところが、私は統計を取ってきたわけじゃないんですけど、交通安全協会に入る人が減少しているんじゃないかなという思いがするんですが、私も免許センターで免許の切り換えに行ったときに、これは任意ですよと言うんですね。そうすると、まず一つは、交通安全協会がどういう組織で、民間組織でやっているという意識を持っている人がどれぐらいいるのかなと、非常にそのところの組織の体系を知る人も少ないんじゃないかなと。むしろ、皆さん方警察組織の一環でそれがあってというような意識を持っている若い人たちもいる。そういうところと、交通安全協会が成している役割というのも、横断幕を出して交通事故防止を呼び掛けているときは分かるんですが、それ以外のと

きはほとんど皆さん方は分からない。

私はむしろ、交通安全協会の役割を皆さん方にPRして、そして、やはり免許証を持っている人は全員が入るような大分県を作るべきじゃないかなと。これは私の夢のような思いなんですけどね。それぐらい私は大きな役割を担っている協会だと思っていますし、また、長い歴史もあると思うんですね。こういう流れもありますし、是非若い人たちに必要性を何かの機会に説いていかなきゃいかんんじゃないかなと思うんですね。

各地域を見ますと、交通安全協会に入って組織の中で活動している人はもうほとんど高齢者なんですね。若い人は時間の問題もあるのかも分かりませんが、そういう活動には参加していない。ある程度年齢がたって参加をすればこの必要性というのが分かってくるんでね。しかし、それを待つわけにはいきませんので、何かの機会に若年者の免許証を持っている人を対象に、こういうことも意識の中では必要だよということも私は伝えていかなきゃいかんんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

渡邊交通部長 交通安全協会の存在意義といいますか、私は交通警察を長くやっております、非常に大事で、交通安全に大きく寄与してきた団体と思っております。

そして、交通安全協会の加入率ですけれども、最近、安全協会もかなりいろいろと広報等を行いまして、加入率は増加傾向にあり、そういう面では少しずつ浸透が図られてきつつあるのかなと思っております。引き続き交通安全協会の行う子どもに対する交通安全教育とか、高齢者に対する教育、そういうものもどんどんしていただいて、加入者がほぼ全員になっていくように、警察からも働き掛けをしていきたいと思っています。

阿部委員 是非お願いします。もうこれから高齢者の交通事故なんていうのはどんどん多発して、それをやはり防ぐことはできないにしても、それに対処していく、協会がやる役割というのはそういうところにも多岐にわた

ってきていると思うんですね。

10年前、30年前と比べて、今では交通事故の状態も違ってきている状況ですんで、そういう意味では協会の役割というのは物すごく高いと思います。今おっしゃったように、増えているというのであれば結構でございますから、よろしく願います。

藤田委員 一番初めの宇佐署の関係なんですけれども、事件そのものは今捜査中なので、また捜査の結果とそれに対する対策というのはお聞きしたいと思うんですが、外郭的に、例えば、同様の事案というのが過去にあっているのかどうかということと、私も速度違反で覆面パトに捕まったこともあるんですけれども、そのときには書いて、印鑑をつけて、印鑑をつかなければ指紋を指で押して切符をもらうんですけれども、そこから先に、今回のようなケースにならないためのチェックの仕組みというのが多分あると思うんです。そういった流れだとかチェック体制というものをちょっと教えていただきたいんですけれども。

仲井監察課長 委員御指摘のございました、過去の同様の事案についてですけれども、記録のある限り、同様の事案につきまして観察的な処分、措置をした事案はありません。

渡邊交通部長 交通切符につきましては全て番号が付されております。そして、この番号で管理をしまして、どの番号が検挙されたというのを全てチェックをして、そして空いているところがないか、そして空いていれば、その切符が警察官がまだ検挙せずに持っているということを確認するような形で、紛失とかそういった事案がないようにしております。

藤田委員 だから、絶対分かるという前提で合っているわけなんですね。（「分かります」と言う者あり）ちょっとこれとは直接関係ありませんけれども、事務調査に回ったときに、本当に各署とも若返りが進んでいて、20代の方が3分の1とか、経験5年未満の方が4分の1というような状況になっていると

いう状況もお伺いをしたんです。そうすると例えば捜査を始め活動に行くとき、以前であれば、仮に3人組だとすると、ベテラン二人に若手一人でOJTも含めてできていたものが、今はベテラン一人に若手二人で現場に行くというようなケースがもしかしたら増えているのかなという気がするんですけれども、そういった現場実態というのは実際のところどんな感じなんでしょうか。

松坂警察本部長 ただ今委員お話しのとおり、県警察においても大変若手の職員が増えております。また、職員の年齢構成だけではなくて、一度社会人となって入ってくる人なんかも含めると、年齢以上に実務経験の浅い者が各署はもちろん、本部にも増えてきているという実態がございます。もちろんそういった職員の早期の戦力化ということで一生懸命我々も取り組んでいるところでありますし、先ほど委員からもお話がありましたように、治安の確保というのには一瞬のけ怠も許されず、若手だからといって執行力が落ちることがあってはいけないのも、これも私も重々によく承知をしているところであります。

引き続き、若手の早期戦力化、若手が一人できちんと職務が遂行できるようにするために取組を進めてまいりたいと思っております。

藤田委員 警察学校も見させていただきましたが、本当にはつらつとした、前途有望な若い方々が多くいるなという実感を持ちましたんで、本当に現場も大変だろうと思えますけれども、是非そういった若い方々を鍛えるというよりも、是非指導を工夫しながら、うまく育てていただきたいと要望させていただいて終わります。

森委員 所管事務調査で運転免許センターに行かせていただいたときに、私たちみんな、いわゆる認知症のテストを受けたわけなんですけど、ちらっとある人から聞いて気になったのが、実はあの内容が、問題の内容が改定されるかどうかちょっと私も知らなかったんですけど、インターネットを見ると、どうい

問題が出るというのが出ていて、そこまでしていく人というのは相当準備周到な方なんですけど、準備をして試験を受けに行ったというようなことも聞いたんです。実際、問題というのは改定されるのか、ちょっとそこだけ。全国的に同じものを使っていると聞いたんですけれども。

曽根崎運転免許課長 警察庁で全国統一として作成したものでございまして、今走り出したばかりですので、現時点ではまだ改定という話は聞いておりません。

森委員 結構難しい問題だったんですけれども、皆さん悩みながらやったんですが、そういう情報もちょっと聞きましたんで、この場でお話しさせていただきました。

あと1点だけ、大変御心配をおかけしております朝地町綿田地区の地すべり災害において、当初から住民の方が家を離れることが不安だということがあったんですけれども、それに対して豊後大野署、また近隣の竹田署が一体となって今、地域の巡回パトロール等をやっただいております。地域の方々も本当に感謝しているところですので、長期化する事象の中で、また引き続きの御支援をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

元吉委員長 最後に一つ、ちょっと物申したいというか、スピード違反の取締りの件なんですけれども、今回の事件の事案じゃなくて、どこでも大分県下そうだと思うんですけど、要するに、危険性が何もなくてスピード違反の取締りをやっているところが多いんですよ。あれをもう少し、各署も違反点数を上げるんだとかいう目標があると思うんですけど、そうじゃなくて、ここでスピードを出すと危ない、例えば、人家が張りついているとか、交差点が多いとかいうところでやるように、全県見直しをすべきじゃないかなと思います。というのが、いい事例を言いますと、宇佐署は上矢部というところがありまして、その両方に集落が張りついているんです。スピード違反の取締りをしていなかったら、80キロメートルぐらいで行く直線です。田舎

ですから。歩道も立派な歩道がついているんで、ぼんぼん飛ばすところですけど、そこでスピード違反をする。そうすると、そこでスピード違反取締りをやっていると分かるから、50キロメートル制限ですから、みんなスピードを落として、その集落を抜けるまで、制限速度がなくなるまで、安全運転で行きます。やっているんで非常にいいなという例が一つ。

あと、いろいろなところでスピード違反の取締りをしている現場がございましてけれども、逆のケースが非常に多いんです。例えば、地域でいいますと、佐賀関のトンネルを超えたら何もありません。あそこでスピード違反の取締りをやっています。そこでスピード違反の取締りをやっているから、そこをドライバーも大体分かっているから、気を付けますよね。その先に行くと、街があったり、集落があったりします。そこはやっていないから、逆に飛ばしていくんですよ。国見のトンネルを超えてもそうです。何もありません。そこでスピード違反の取締りをやっているんですけど、その先は国見の街があります。

ただ、警察の方に言いますと、レーダーを仕掛けやすいところと違反を引き込みやすいところというのがあるということは分かるんですけど、意味がないなと思うんですよ。スピード違反の取締りをしていなかったら、その先飛ばすんですから。そうすると、その先は住宅とか交差点が張りついた地域ということで、ただ、検挙件数を上げるということじゃなくて、本当に危険性の高いところでスピード違反の取締りをやるという方向に変えてもらいたいなと、もうつくづく思います。山香の向野もそうです。それとか赤松峠でもやっています。その先に行くと日出の街なんですけど、本来、日出の街でやるべきです。本当に今、危険性の高いところで安全運転に心掛けてもらうという取締りの仕方に全県一遍見直しを本部長、是非お願いしたいなと思います。

松坂警察本部長 私どもは、特に交通の取締

りに関しては、非常に危険な場所での取締りをやっております。個々に事例を挙げるといっわけではありませんけれども、例えば、今、委員長がお話しになった山香の辺りでは、今年に入ってから、人家のないところで実は死亡事故が発生している。危険なところ、過去に事故が発生しているところ、事故の発生するおそれが大きいところを中心にやっております。

もちろん、今、委員長からお話があったことも踏まえまして、県警としても事故の発生する危険性の高いところ、スピードを出すと危険なところ、そういうところで真に意味のある、実効性のある取締りということについては今後も見直しを図りつつ進めていきたいと考えてございます。

元吉委員長 是非検挙件数の成績アップじゃなくて、そういうところでいうことを是非もうちょっと見直しをしていただいて、有効性のあるところをやっていただきたいと思えますし、この前、宇佐署長と話をしたんですけど、宇佐署はよくミニパトで警察官が一人だけ車から降りて、国道とか、そういう街のところに立っているんですよ。それだけで非常に効果があるんで、取締りじゃなくても、警察官の姿が見えただけで、要するに安全運転の意識がぼっと芽生えるというような、そういったきめ細かい活動を宇佐署もしっかりやっていっているんですけど、今回の事件、こういうことになりましたけど、そういった、本当に交通安全という意味で、我々も含めて、運転するドライバーに安全の意識を取り戻すチャンスを頻繁に与えるというのが非常に有効だと思うので、是非検討を加えていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

では、ほかにないようですので、これを持ちまして警察本部関係の審査を終わりたいと思えます。

執行部の皆さんは大変お疲れさまでした。

〔警察本部、委員外議員退室〕

元吉委員長 それでは内部協議を行います。

まず、特別委員会の設置に係る意見についてですが、現在、各会派から御意見を聞きながら、特別委員会の設置について協議していると聞いております。そのことに関して、議長から各常任委員会の意見を求められておりますので、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

元吉委員長 以上、事務局に説明させましたが、各会派から提案いただいている調査内容の案のうち、本委員会関係部分については、主なテーマとなっていないようですので、主たる常任委員会の判断に任せてよいのではないかと考えております。

その上で、仮に特別委員会を設置して総合的に調査を行い、政策提言を行う場合については、記載のような本委員会所管事項も特別委員会で取り扱うこととしてよいとも考えますが、どうでしょうか

〔協議〕

元吉委員長 委員会の意見として、名称の文言についてはちょっと検討すべきだと報告をしたいと思えます。

では、実際の設置の可否、委員数などについては、各常任委員会の意見が出た後、今後、会派間や議会運営委員会等で調整することになると思えます。

次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中の継続調査をいたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 御異議がありませんので、所定の手続を取ることにいたします。

最後に、前回の委員会で日程を決定いただいた県外所管事務調査について、お手元に日程表を配付しております。

概要を事務局から説明してください。

〔事務局説明〕

元吉委員長 県外調査について、御質問等は

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それではこの案で決定いたします。

細部については、委員長、副委員長に御一任頂きたいと思います。

最後に、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければこれで委員会を閉じたいと思います。

どうも御苦労さまでした。